

国際人権活動

2023年3月23日（木）

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel: 03-3943-2420 fax: 03-3943-2431

e-mail: hmrights@yahoo.co.jp

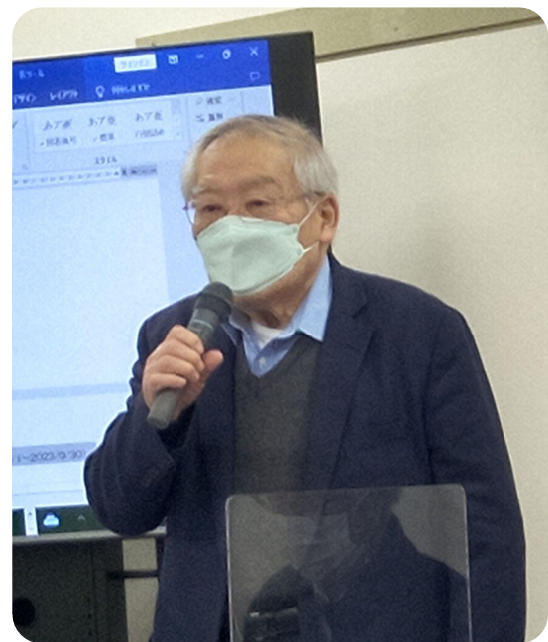
ごあいさつ

議長 鈴木 亜英

わたしたちの身の回りにきな臭い香りが立ちこめ始めています。「国家安全保障」、「国家防衛」、「防衛力整備計画」の安保3文書と呼ばれる戦略文書が閣議決定されました。国家主権、平和主義、国民主権、基本的人権など憲法の骨格をなす最も大切なところが国会の審議もなしに閣議決定のみで圧殺されようとしています。大軍拡につながる9条に対する正面からの攻撃です。

私たちは戦争なしの平和国家を目指して日夜奮闘してきました。云うまでもなくこのために人権が最も尊重される社会を築くことが不可欠です。いずれにせよ国民的議論なしに軍備強化を図り、伺い立てるかのようにアメリカにこれを献上するような内閣に憤りを禁じ得ません。軍備増強を競い合う、その先に待ち構えるものが何であるか私たちは過去にいやというほど知らされているのです。いま私たちが声を上げることの大切さを改めて確認しあおうではありませんか。

さて、昨年12月には自由権規約の国別審査もようやく終わり、勧告で示された課題をひとつひとつ実現してゆくこと、そしてかねてから私たちが主張し続けてきた国際的な人権水準の向上をさらに力を注いでゆきたいと思います。コロナで中断を余儀なくされた学習会も早急に再開にこぎつけなければならぬでしょう。最近日本の人権は世界で第何位



鈴木 亜英 議長

という新聞記事をよく見かけます。表現の自由、女性の地位など低位のランク付けに驚くことが多くなってきました。個人通報制度に未批准の日本が人権向上のための努力を怠ってきたことが大きな原因のひとつですが、この状態を放置してよいわけではありません。最近では給料水準の低ささえも問題にされるようになり、最早自慢できる人権水準は何ひとつないというのです。人権のために闘うという姿勢を取り戻したいと思います。この一年私たちは本気になって働かなくてはなりません。

当面の日程

■第3回幹事会

- ・4月25日（火）18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

■第3回代表者会議

- ・5月31日（水）18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

自由権規約委員会・ 第7回日本政府報告審査（2022年20月13日～14日） 及び総括所見（11月3日発表）報告

I. 第7回日本政府報告審査が2022年10月13日と14日の両日、8年ぶりにジュネーブの国連欧州本部（パレ・ウィルソン）で開催されました。

審査に先だち、10月10日に自由権規約委員と市民団体による公式ブリーフィングが開催され、13団体が日本政府報告に対する発言として対面とオンラインによって約3分間の文書発言を行いました。時間の関係で残りの11団体（国際人権活動日本委員会を含む）の発言は13日の午前に延期され、日本に委員会は以下の5項目についてオンライン発言を行いました。

- (1)「日の丸・君が代」への起立斉唱の強制に伴う教職員に対する処罰が規約18条（思想・良心の自由）に違反する問題、
- (2) 政府による教科書検定の介入が規約19条（表現の

自由）に違反する問題、

- (3)「日の丸・君が代」の強制と教師への処罰の問題とセアート(ILO/ユネスコ合同専門家委員会)の政府に対する2回の是正勧告について。そして子どもの権利として「包括的性教育」を保障する問題。
- (4) JHU(日本航空被解雇者労働組合)による不当解雇撤回の活動はまだまだ継続している問題と規約に違反する日本航空の態度を改めるための政府への勧告要請。
- (5) 度重なる勧告を無視し続ける日本政府に対し、第一選択議定書(個人通報制度)の早期批准を求める要請。

続いてCCPRセンター主催の非公式ブリーフィングが開かれ、自由権規約委員から市民団体に対して質問が出され、現地時間の13時に終了しました。

国際人権活動日本委員会第26回総会（2022年11月26日）報告

11月26日（土）13時、第26回総会は東京労働会館・地下1階の会議室で開催されました。参加者は16名で、オンラインによる参加はありませんでした。開会は生江氏（日本国民救援会）の司会により13時から始まり、議長団として竹内氏（国連に障がい児の権利を訴える会）と本多氏（首都圏移住労働者ユニオン）が選出され、鈴木亜英議長より「自由権規約で日本審査が行われ、かなり踏み込んだ議論があったようだ。今回、参加はしていないが、委員たちがいつもよりきちっとしたことを言ってくれた、という所がある。これから我々が更にプッシュしていかなければならない。この総会がこの一年をしっかりとものに持っていくための議論と共に、組織論的なことを含めて議論をしていきたい。」との挨拶がありました。続いて松田事務局長から「2022年度の活動報告と今年度の課題」の報告があり、2週間後に迫った「人権デー・3省要請行動」や年明けに予定されているUPR（普遍的定期的審査）第4回日本政府報告審査について説明し、自由権規約委員会から出された総括所見の検討と併せ、課題の

実現に向けてフォローアップの重要性を報告しました。

「決算報告と来年度の予算提案」が大坂事務局次長からあり、高齢化による会員の減少化を指摘しました。続いて大谷会計監査から会計監査報告がありました。

休憩後、質疑応答と討論が行われ、JAL争議（石賀氏）、東京税理士セクハラ・パワハラ事件（大谷氏）、移住労働者への取組み（山口氏）、入管内の対応と死亡事件（本多氏）、職業性膀胱ガン裁判など（色部氏）、死刑制度廃止の取組みなど（生江氏）、自由権「総括所見」に見る「日の丸・君が代」問題（新井氏）、学校の卒業式・入学式問題、「日の丸・君が代」問題へのILO/ユネスコ勧告など（竹内氏）、そして自由権「総括所見」に見る教科書問題など（吉田氏）、合計9名から発言がありました。すべての議案の討議を終え、2023年度の役員を選出し、「2022年決算書と2023年予算案」と併せて議案は無事承認されました。最後に総会アピールが全会一致で採択され、第26回総会は16時に閉会しました。

た。その後、15時から日本政府代表团と自由権規約委員による議論が繰り返され、2日間で6時間にわたる日本審査が始まりました。建設的対話

をめざした議論のいくつかを以下に紹介します。また、11月3日に発表された総括所見を6～8ページにその一部を紹介します。

Ⅱ 日本政府報告審査1日目 (10月13日、15:00—18:00)

日本政府報告審査2日目 (10月14日、10:00—13:00)

各委員の質問・意見



パサルティス議長
(Pazartzis)
(ギリシャ) :

個人通報制度について

(第3回日本審査(1993年)以来、早期批准を勧告されている個人通報制度を定めている第一選択議定書について)

サンチン (Sancin) 委員 (スロベニア) :



2019年に個人通報制度関係省庁研究会を立ち上げ、その対応を研究し、議論を行っているとのことだが、加入に向けての最新の議論を紹介してほしい。

パサルティス (Pazartzis) 議長 (ギリシャ) :

(審査最終日の閉会における挨拶で) 第一選択議定書の批准を検討することを強く望む。

国内人権機関の設立について :

バシム (Bassim) 委員 (エジプト) :



パリ原則に則った幅広い権限を託され、適切な財的及び人的資源を備えた国内人権機関の設立に対する進展があれば報告してほしい。そして現在直面している遅れの原因を説明してほしい。

選択的夫婦別姓について :

バシム (Bassim) 委員 :

夫婦同姓を規定している民法750条の改訂に向けて、何か進展があるのか、どうか。実際に、この規定により女性が夫の姓を変えることを強いられている。

死刑廃止について :

イゲズ (Yigezu) 委員 (エチオピア) :



委員会により繰り返し提示されてきた深刻な懸念に対し、対応する行動がなされていないことは残念である。締約国が再審請求の継続中にも関わらず処刑を執行したこと、死刑囚が長期にわたり独居房に収容され、その処遇が規約第

7条と10条に違反していることが明らかなこと、そして死刑確定者の精神衛生を監視する独立した制度が設立されていないなど、の報告に特に懸念を抱いている。

パサルティス (Pazartzis) 議長 (ギリシャ) :

死刑の適用については、規約に従い最も残虐な犯罪のみに限定するよう検討し、その対策を講じるよう望む。

共謀罪について :

ゴメス・マルチネス (Gomez Martinez) 委員 (スペイン) :

「公平な裁判を受ける権利」に関連してさらに情報を得たいのだが、「共謀罪法」によってテロまたは組織犯罪に関係するとして定義された277の対象犯罪を、締約国はどのように選り分けたのか説明してほしい。この法律は表現や集会そし

て結社の自由を不当に規制し、自由、安全、そして公平な裁判を受ける権利の侵害を導くのではないかと、説明してほしい。

DV(ドメスティック・バイオレンス)について:

ムヒムザ (Muhumuza) 委員 (ウガンダ):

DVの数字が、特に外国人女性移住者の中で持続的に高くなっているとの報告を受けている。スリランカ出身の女性の事例に懸念を示したい。この女性は報道によるとパートナーの迫害から逃れるために警察の保護を求めたが、反対に逮捕され、入管施設に収容されたが、最終的に死亡した事例です。DVによる外国人女性移住者やマイノリティーの女性の被害者を保護するためにどのような施策を実施したか、入管の職員にDVに対する意識や被害者の処遇の向上を図るためにどのような行動を取ったか、そして配偶者間のレイプを明確に犯罪とする計画があるのか、声明を求めたい。



代用監獄について:

ムヒムザ (Muhumuza) 委員:

「代用監獄」制度を廃止するため、あるいはこの制度が規約の条項に十分に適合するために講じた措置を知らせてほしい。特に確認したいことは、例えば、起訴前の勾留期間の代替案として保釈などが正式に検討されたか、そして尋問の際、弁護人の立会いを確保する措置を講じたかを知りたい。

放送法及び電波法について:

ムヒムザ (Muhumuza) 委員:

現在の放送法及び電波法が放送事業を停止する権限を政府に認めたことにより、表現の自由の権利を不当に規制しているとの情報を得ている。従って、国家の安全を損なわない正当な公益に関する報道が禁止され得るのか知りたい。また、当委員会と言論と表現の自由に関する特別報告者が表明したように、充実した独立監視メカニズムの欠如により、「秘密」としての指定が適切かどうかを判断すべき情報をこのメカニズムにアクセスできないことの懸念について、締約国から回答を得たい。

ゴメス・マルチネス (Gomez Martinez) 委員:

放送法の第174条（この法に違反した場合、

3カ月間の放送停止の可能性あり）が、メディアの政府あるいは特に現政権からの独立を規定する原則に適合するのかわねたい。締約国は総務大臣による公平な情報源の閉鎖をどのように正当化するのか?



「慰安婦」問題:

イゲズ (Yigezu) 委員:

2015年の「慰安婦」問題の（日韓）合意に関する締約国の確認にも関わらず、この合意における透明性と包括性の欠陥に関していくつかの大きな懸念が生じている。すなわち、被害者とその家族の要求に応えていない、ということである。この合意は被害者やその家族に対する明確な公式謝罪あるいは完全な賠償を示していないと批判されている。この合意の欠点は韓国政府によっても認められている。以上の観点から、締約国は十分な救済を受けられるよう合意の見直しを検討するか?そこには被害者とその家族が真実を知る権利、完全な賠償、繰り返さないことの保証が含まれる。「慰安婦」に対する侵害の歴史を抹消しようとする事例が多くあると聞いている。締約国はこの問題に関する教材を拡大する意図があるか、そして被害者の名誉を棄損しあるいは過去の事実を否定する試みに対し、公的に批判する対策を講じるかを伺いたい。

「日の丸・君が代」強制問題:

ゴメス・マルチネス (Gomez Martinez) 委員:

約484名の教師が国歌斉唱中に無言で着席していたことに対し、6か月の停職処分を受けた。これは公の秩序に違反すると見なされた。このような処分が規約第18条の規定と一致するのか、そして国歌斉唱中に静かに座っている権利が、同じ規約の中で定められている良心的兵役拒否の権利に組み込まれるべきではないのか尋ねたい。

難民問題:

サンチン (Sancin) 委員:

公平かつ効果的な保護手続きへのアクセスや法的だけではなく、実際に強制送還を防止するために、そして特に適切な個別のリスク評価なしに集団退去が起これないために何が行われているか。委員会は保護希望者が申請却下から24時間以内に追放された事例の報告からすると、亡命への否定的決定に対して一時的な停止効果のある独立した異議申立て機関へのアクセスが保証されている

か疑問だ。

締約国は保護申請者の通常の収容に関する法令や政策の見直しを検討しているのか。つまり保護申請者は最後の手段としてのみ収容されるのであり、それは出来るだけ短期間であり、行政収容のあらゆる代替策が十分に検討された後に限られるのである。そして保護申請者は裁判所に対して収容の正当性を申し立てることができたのか知りたい。

委員会は、保護申請者の子どもが日本国内の親戚に預けられるか、児童相談センターの保護の基に預けられるとの報告を受けている。これは親から子どもの強制隔離に関する重大な懸念を生じている。子どもの最大の利益を十分に配慮するために何が行われているのか尋ねたい。

委員会は、在留資格やビザを失った人が収入を得る活動に従事する権利もなく、子どもと一緒に劣悪な状況の中で生活している報告を受けている。

これは極めて劣悪な状況に彼らを置いている。締約国はこの状況をどのように是正しようとするのか、また国際的な法的義務に沿った包括的な保護法を採択しようとするのか、これには最大の収容期間に関する条項や保護手続きを通して弁護人との接触、そして難民や保護申請者に対する雇用へのアクセスが含まれる。

外国籍の人たちとの調和の取れた共存に関する包括的な措置が保護申請者や難民の人たちを含むのか疑問である。

マイノリティーに対する差別：

サンチン（Sancin）委員：

学費援助の対象から朝鮮学校の生徒たちの排除がどうして正当化されたのか、また障害のある高齢のコリアン住民が国民年金の受給をなぜ受けられないのか、説明を望む。

日本政府代表団（総勢39名）からの回答

刑事手続きと代用監獄（代用刑事施設）の処遇について：

起訴前勾留は28日間に限定している。被収容者の権利を守るため、取調べを行う警察の部署は被収容者の勾留と処遇を行う部署とを分けている。政府は、起訴前勾留の最大期間が長すぎるとの見解は有していない。それぞれの勾留の必要性についての裁判所判断は逮捕時や勾留期間の開始時に行われ、勾留期間の延長は裁判官の承認が必要だ。勾留命令や勾留期間延長の決定に対し容疑者は異議申し立てができる。

容疑者の取調べにおける弁護人の立会いを許可するかしないかはケースバイケースで判断される。そこには取調べの目的が弁護人の立会いにより左右される危険性を含む、様々な要素を考慮している。

弁護人の立会いをすべての取調べにことごとく許可することは適切ではない。

取調べのビデオ録音はいくつかの事例では必要だ。例えば取調べ調書の事後の事実確認のためである。令状により勾留された容疑者は国選弁護人を呼ぶ権利があるが、逮捕時にはこの権利はない。

「慰安婦」問題について：

「慰安婦」問題は2015年の日韓合意により解決され、元「慰安婦」やその家族に対し財政的援助が提供された。政府はこの問題をこの対話の

中に取り上げることが適切とは考えない。なぜならこの規約は日本において発効以前の問題に対して遡及的に適用されないからである。

教科書問題について：

学校は教科書出版社から発行され、国の検定を経た中から歴史教科書を選ぶことができる。「慰安婦」問題は中、高等学校で使用されている多くの教科書の中に記述されている。

技能実習制度について：

技能実習生は意思に反して帰国させられることがないよう保護策が施されている。受け入れ企業における労働条件は監理団体や労基署が監視している。重大な人権侵害が報告された際は、管理団体が監督及び実施する企業の現場調査を行い、関係する実習生を指導し保護を行う。それには財政的援助や帰国する際の補助、あるいは別の受け入れ企業への転送を含む。

国旗・国歌の問題について：

学校の式典で取り上げられる国旗・国歌は憲法第19条あるいは規約第18条に違反していない。国歌斉唱時に起立を促すことは間接的に思想・良心の自由を制限するかも知れないが、最高裁判所はこのような要求は合理的であるとの理由として、もし教師が起立しない場合、教師は適切に生徒に指示をだし、指導を行うことが出来ないと判断した。

Ⅲ. 自由権規約委員会の総括所見 (2022年11月3日発表)

(総括所見の全文(翻訳文)は日本委員会のHP(ホームページ・国際人権活動日本委員会(xrea.com))に掲載されています。)

(1) 懸念と勧告(抜粋)

個人通報制度

4. 自由権規約委員会(委員会)は当規約の第1選択議定書(個人通報制度)の批准を前向きに考慮すると繰り返し締約国は言及している。
5. 締約国は、個人通報制度を有する規約の第1選択議定書(個人通報制度)への加入を考慮し更なる措置を講じなければならない。

国内人権機関

6. 独立した国内人権機関の設立に関する議論が継続していることは承知しているが、提供された情報が曖昧で一般的であり、人権の促進と擁護のためにパリ原則に則った機関の設立に対する明確な進展が見られない。
7. 委員会は前回の勧告を繰り返しつつ、パリ原則に則った独立した国内機関の確立を優先事項として設立し、十分な財源と人的資源を割り当てるよう要求する。

ヘイトスピーチとヘイトクライム (憎悪発言と憎悪犯罪)

12. 締約国はヘイトスピーチやヘイトクライム、そして差別扇動の行為を明確な犯罪とする措置を講じておらず、人種差別的な動機は単に刑罰を加重する可能性がある理由として定義されており、裁判官によって判断されるとしている。
13. 出自に関係なく、すべての人に対する差別的な言動を網羅するヘイトスピーチ解消法の範囲の拡大を検討すること。規約第19条と20条および言論と表現の自由に関する一般的意見34(2011年)に従い、ヘイトクライムに関する別個の定義と禁止を導入し、規約で禁止されている理由に基づき、オンラインやそれ以外の方法によるヘイトスピーチを明確に犯罪とするよう刑法の改正を検討すること。

男女(ジェンダー)の平等

14. 委員会は男女間の不平等を促進している民法のいくつかの条項に懸念を抱いている。とりわけ、婚姻時に同じ姓を要求する第750条である。実際、女性が夫の姓を採用することがほとんどである。
15. 改訂された男女共同参画基本計画の進展や実施を含め、また実際に存在する男女の不平等を回避

するために法律の正しい解釈を確認する情報や提唱のキャンペーンを通し、家庭や社会における男女の固定観念の解消のために国民意識を高める戦略を強化しなければならない。

社会における男女の役割に関する固定観念が、法の前で平等である女性の権利の侵害を正当化するのに利用されていることを、民法第733条と750条の改正と共に、打ち破る努力を続けなければならない。

テロ対策(共謀罪)

16. 委員会は組織的犯罪処罰法(共謀罪法)が277の行為を犯罪とし、明らかにテロや組織犯罪と関係のない犯罪など広い範囲を含むことを懸念する。同時に、委員会は共謀罪が規約で認められている基本的な権利である表現の自由、平和的集会の権利、そして結社の自由などを不当に規制し、自由安全の権利や公平な裁判を受ける権利を侵しかねないことを懸念する。
17. 締約国はテロや組織犯罪と関係のない行為を犯罪化しないために、共謀罪の改正を考慮すべきである。また、共謀罪の適用が規約上のいかなる権利を不当に規制しないよう適切な安全策や予防措置を採用しなければならない。

死刑制度

20. 委員会は、死刑執行日の事前通知が「精神的安定と心の安定」を守るため、そしてそのやり方は「やむを得ない」として拒否されていることを懸念する。また、再審請求の検討中に死刑が執行された報告に深く憂慮する。
21. 締約国はモラトリアム(執行の一時停止)の確立を検討し、優先事項として極刑の件数を削減し、規約に従い死刑は最も重大な犯罪に厳しく制限しなければならない。

死刑確定者の精神衛生が独立した機関で審査され、再審請求に関しては、弁護士との面会の秘密性が厳格に保証され、極刑の停止効果のある再審請求あるいは恩赦を有する義務的で効果的な再審制度を設立すべきである。

死刑制度の廃止を目的とする第2選択議定書の批准を考慮すべきである。

福島原発事故

22. 委員会は。避難指示区域外の避難者に対する住宅支援の打ち切りや、自宅への帰還を決定する、しないに関わらず、すべての避難者が必要な支援を受けられるための情報が欠如していることを懸念する。また多くの子どもが甲状腺がんと診断され、あるいはその可能性の報告に憂慮している。
23. 放射線被曝者の健康に対する原子力災害の影響評価を継続し、子どもを含むすべての被曝者に対する無償かつ定期的な包括的な健康診断を検討しなければならない。

刑事手続きの処遇

26. 拘禁の延長あるいは再延長の要請に対する高い受理率と共に、取調べに関する厳格な規則の欠如や取調べにおける義務的なビデオ録画の限定使用まだ続いているとの報告を憂慮している。
27. 取調べはすべてビデオ録画されること。そこには正式な逮捕前も含まれ、すべての犯罪事例の取調べに対する音声録画の適用に十分な配慮が払われること。
- 拘禁に代わる非拘禁の代替案、例えば保釈などが起訴前の拘禁期間に正当に考慮されること。
- 取調べ中の虐待や不当な取り扱いに対する申し

日本を戦争に巻き込む「安保3文書」に反対し、その撤回を求める（声明）

2023年2月2日

国際人権活動日本委員会 議長 鈴木亜英

2022年12月16日、政府は「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の安保3文書（以下ではこの3文書を一括して扱う）を閣議決定し、2023年1月23日の第211通常国会の施政方針演説で、その実行を表明した。国際人権活動日本委員会は、これに強く反対するとともに撤回を求める。

安保3文書は敵基地への「反撃能力」の保有を掲げるが、実際にはまぎれもない「先制攻撃能力」の保有である。これは戦争放棄を定めた日本国憲法を蹂躪し、国際法にも反する先制攻撃も可能にする暴挙である。従来、政府はともかくも「専守防衛」を「国是」として掲げ、「何ら武力攻撃が発生していないにもかかわらず、いわゆる『先制攻撃』や『予防攻撃』を行うことは、国際法上認められない」としてきた。安保3文書はこの「国是」を投げ捨てるものであり、断じて許されない。安保3文書どおりに、軍事費がGDP比2%に増やされれば、現在でも世界第8位（Global Firepower, 2023）の日本の軍力はアメリカ・中国に次ぐ世界第3位になると予測されている。まごう方なき軍事大国化を、「平和国家としての我が国としての歩みを、いささかも変えるものではない」（施政方針演説）とする政府の主張は詭弁というほかない。

安保3文書の内容を実現するための財源として、増税は必至である。大軍拡には湯水のごとく巨費を投じる一方、年金などの社会保障や医療費、教育費などはすでに切り下げや抑制が進行している。安保3文書によって、そうした事態がさらに加速されることは、火を見るより明らかである。これは憲法25条によって政府が実現の義務を持つ社会権規定（「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」）を放棄するものである。一方、安保3文書に先立って「戦争する国づくり」はすでに開始されている。日本学術会議の6名の委員の任命拒否と、それを正当化する日本学術会議法「改正」案は、その典型である。

これらは、日本自身が批准する国連の社会権規約や自由権規約をはじめとする人権諸条約への背信行為といわなければならない。国際人権活動日本委員会は、国際人権を日本で実現するために活動してきた立場から、安保3文書を強く非難する。

古代ローマの哲学者キケロは「武器の間で法は沈黙する」（inter arma silent leges.）と述べたという。この言葉は「武器の間でムーサ（芸術の女神）たちは沈黙する」（inter arma silent musae）という格言の言い換えだという。いま、私たちは2000年以上前のこの2つの警句を思い起こさずにはいられない。「戦争する国」では、学問や芸術の自由は抑圧され、法で規定された人権は蹂躪されるだろう。安保3文書は、国内では憲法を蹂躪して日本に住むすべての人々の人権を侵害し、国際社会にあっては人権規約・条約の実行を否定するものである。国際人権活動日本委員会は、第211通常国会開会に際して、重ねて安保3文書に強く反対するとともに、その撤回を求めるものである。

立てを、迅速、公平、効果的に調査する権限を備えた都道府県公安委員会から独立した苦情審査機関が利用できること。

「慰安婦」問題

28. 委員会は「慰安婦」の人権侵害に取り組む締約国の努力に注記するが、前回の勧告に関する進展が見られず、未だに続く被害者の人権侵害に取り組むべき、規約に沿った義務を否定し続けていることは遺憾である。
29. 他の国の被害者を含むすべての被害者及びその家族に対する司法への手続き、並びに十分な賠償を行うこと、そして教科書への適切な記載を含むこの問題についての教育、そして被害者の名誉を棄損し、あるいは事実を否定するいかなる行為に対して強い非難を行うことを締約国に要請する。

難民および外国人移住者の処遇

32. 委員会は入管収容施設における体調不良による苦しみ、すなわち2017年から2021年の間に3名の被収容者の死亡が発生したこと、また「カリハウメンシャ」(仮放免者)の不安定な状況、すなわち居住資格あるいはビザを失い、就労するとか収入を得るための選択肢がない「仮放免」中であることなど、の驚くべき報告に懸念を抱いている。また委員会は難民認定の低率の報告に懸念を抱いている。
33. 締約国は国際基準に則った包括的な難民保護法を速やかに採択すること。
収容施設においては国際基準に従った改善計画を押し進め、不当な取り扱いの対象にならないよう適切な措置を講じること。
「仮放免」中の移住者に必要な支援を提供し、収入の得られる活動ができる機会を検討すること。
ノン・ルフールマン原則に則り、保護の適用を求めているすべての人が連絡できる独立した申立て機関を確保すること。

(2) 普及とフォローアップ (抜粋)

46. 締約国は、規約に定められた権利の意識を司法、立法、行政、市民社会、NGO、そして国民の中に高めるために、自由権規約、第7回日本政府報告書、

プライバシーの権利

35. 傍受活動や、個人データへの接触など、プライバシーの権利への恣意的な干渉は裁判所の事前の許可を必要とし、独立した監視機関の設立が必要である。

思想・良心・自由および表現の自由

36. 「公共の福祉」の曖昧な概念が表現の自由の権利を規制しかねないこと、および特定秘密保護法の広範な定義に関しても懸念を抱いている。ジャーナリストに対する萎縮効果を出し、自己検閲を導くことにも懸念を抱いている。
37. 締約国は、表現の自由に関する規制が規約内の規定に準拠していることを確認するため、「公共の福祉」の概念を明確に定義しなければならない。またメディア関係者をあらゆる形態の迫害から保護するため、過激主義に関する規定を含む民事及び刑事規定を公益の問題に関する批判的な報道を抑圧する道具として使ってはならない。

国旗・国歌の強制

38. 委員会は国旗・国歌への起立斉唱に対する教師の消極的で非破壊的な不服従の行為により、最高6か月の停職処分を受けた教師がいたことに懸念を抱く。
39. 締約国は、規約第18条で認められた狭義に解釈された制限を超えて思想信条の自由を制限するいかなる行為を止め、法令や慣行を規約第18条に則したものにしなければならない。

マイノリティーの権利

43. 締約国は、アイヌや琉球民族、そして沖縄コミュニティに対し、彼らの伝統的な土地や天然資源への権利を十分に保障し、彼らに関わる政策に参加する権利を尊重すること。また、在日コリアンが利用可能な支援プログラムや年金制度の利用を妨げている障害を取り払うべきである。

今回の日本政府審査では多岐に渡る問題が議論され、勧告の速やかな実施により緊急の解決を求める問題も提示されました。会員の皆様への情報提供が遅れましたが審査の模様をお知らせ致します。日本委員会は「国際人権法である自由権規約を誠実に遵守せよ」と繰り返し日本政府に求めると共に、今回示された重大な問題に関する勧告を検討し、その早期履行を政府に強く迫る運動を継続して参ります。